

広報 なすしおばら

広報

2007
5.5
No.57



満開の桜の下、 優雅に乗馬を体験

4月13日(金)、地方競馬全国協会地方競馬教養センターの地方競馬騎手候補生23人(新入生14人)と職員が、観桜乗馬を行いました。この行事は同センターが毎年行っている伝統ある行事で、センターから那須野が原公園を經由し、県酪農試験場へ出かけ、4月に入所したばかりの新入生が、満開の桜並木の下を、先輩の引き馬で乗馬を体験しました。

CONTENTS[もくじ]

- 一般廃棄物処理基本計画(概要)・・・ 2p
- あなたの住民税が変わります・・・ 6p
- みんなて支える介護保険・・・ 8p
- 県議会議員選挙投票結果・・・ 11p
- タウンピックアップ・・・ 12p
- くらしの情報・・・ 14p
- マナビの伝言板・・・ 18p
- イベント情報・・・ 22p
- ちびっ子スナップ・・・ 24p



那須塩原市一般廃棄物処理基本計画(概要)

第1章 計画策定の基礎的事項

■計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定するもので、那須塩原市の区域内から発生する一般廃棄物の処理について長期的・総合的視点に立った基本的な事項を定めるものです。

本市のごみ処理は、現在合併以前の体制を継続して行っていますが、本市で稼働している3つのごみ処理施設は老朽化が進行しています。

そのため、那須地区広域行政事務組合が事業主体となり、本市の3施設を集約化した広域第2期ごみ処理施設が平成21年度に稼働する予定です。

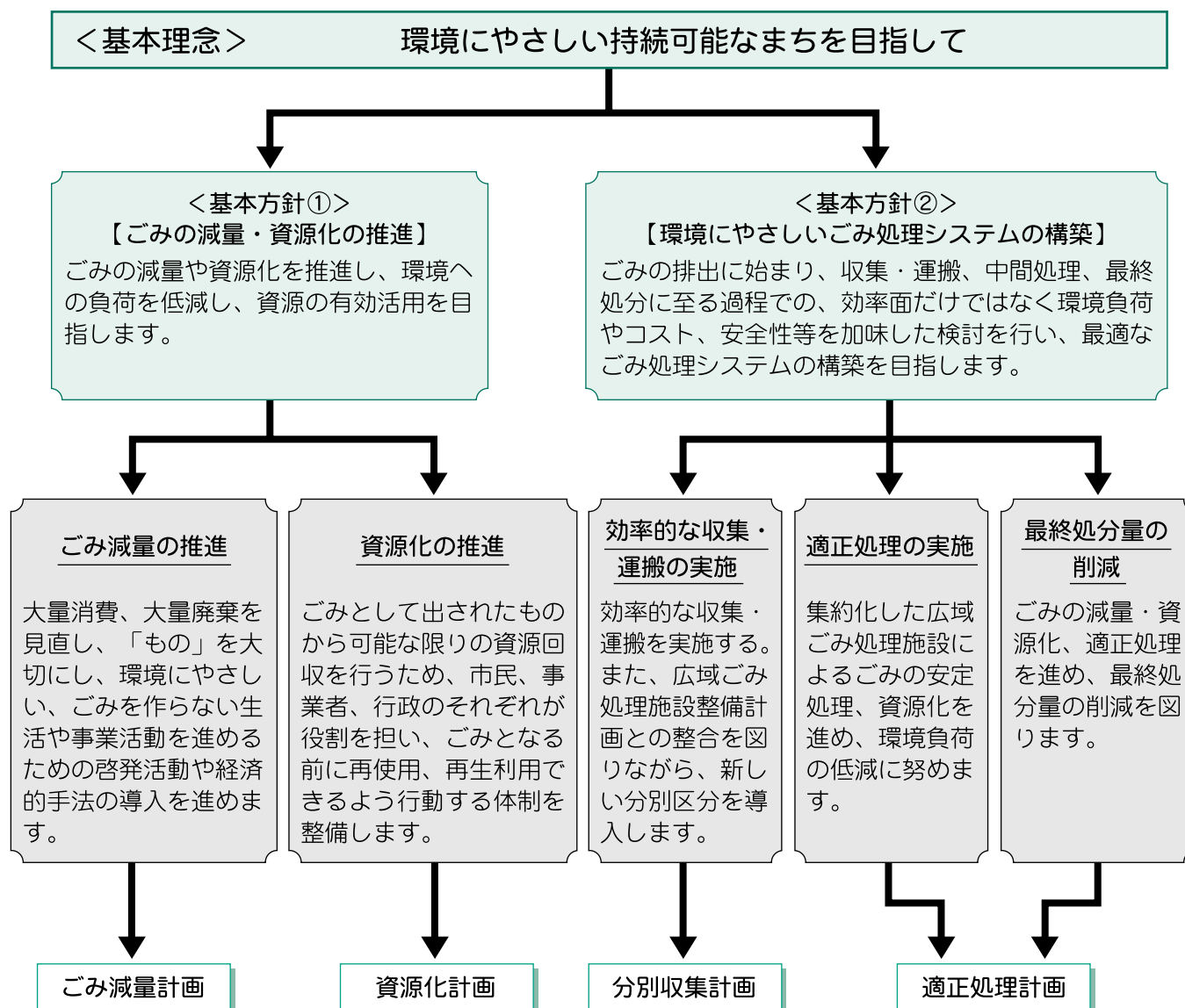
本計画では、ごみ処理体制の構築、また「循環型社会」の形成に向け、市民・事業者・行政が一体となったごみの減量・資源化、適正処理・適正処分を推進するとともに、し尿を含む生活排水の適切な処理と水質汚濁の防止を図ることを目的に策定するものです。

■計画期間とフォローアップ

この計画は、平成19年度から平成31年度までを計画期間とし、平成22年度を中間目標年度とします。おおむね5年ごとに見直しを行い、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(見直し)のPDCAサイクルにより、継続的改善を図っていきます。

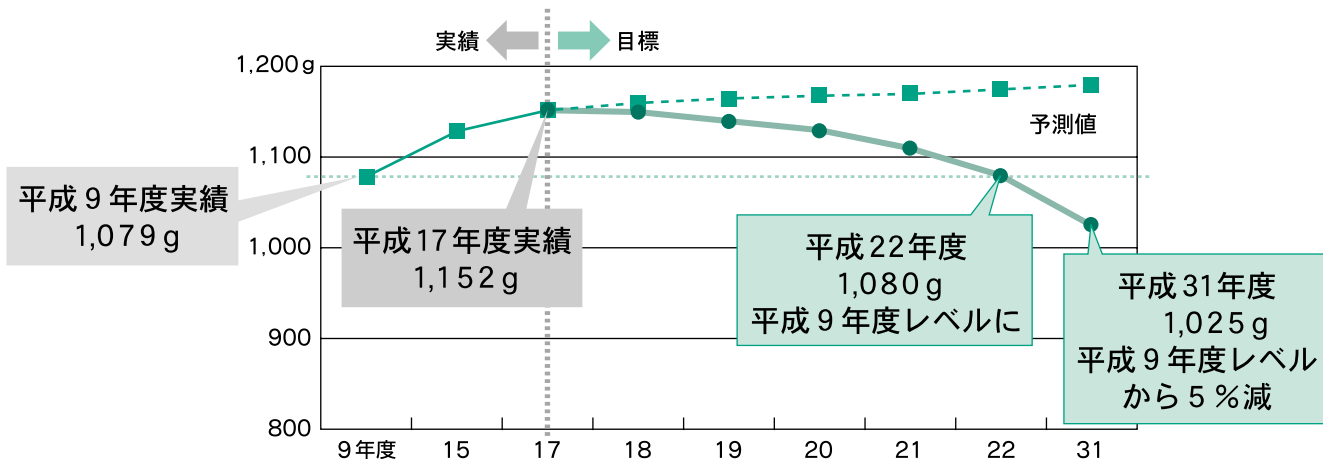
第2章 ごみ処理基本計画

■施策体系

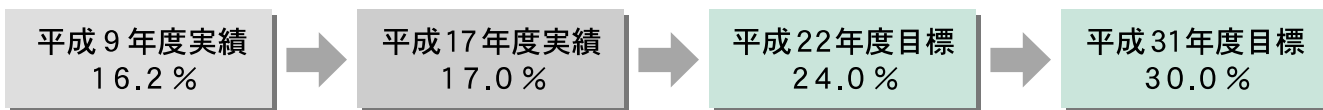


■計画目標値の設定

① 1人1日当たりのごみ排出量を、平成22年度までに平成9年度レベルまで削減し、平成31年度までには平成9年度レベルの5%減とします。



② 資源化(リサイクル)率は、平成17年度実績で17%でしたが、平成31年度までに30%以上を目指します。



③ 最終処分率は、平成17年度実績で10.4%でしたが、平成22年度までに半減の5.0%を目指し、維持していきます。



■基本方針①〔ごみの減量・資源化の推進〕

ごみ減量計画	意識改革	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習による啓発 広報やホームページなどによる情報提供 環境イベントやキャンペーンの実施 ごみ収集カレンダーの充実
	発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみの資源化の促進 マイバッグ運動の推進 生ごみの減量化 堆肥センターの活用 事業系ごみの減量 ごみ減量・資源化推進事業所の顕彰制度 観光ごみの減量 集団資源回収の推進 ごみ減量協力店の拡大 家庭系ごみ処理の有料化および事業系ごみの処理手数料の見直し
	再使用・再生利用	<ul style="list-style-type: none"> フリーマーケットの開催支援 再生品の利用促進(グリーン購入など) 粗大ごみの再生利用
資源化計画	市民が進めるリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> 分別排出の徹底 リサイクル活動の推進
	事業者が進めるリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> 従業員教育の充実 自己責任によるリサイクルの推進
	市が進めるリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルに関する調査・研究 県が行うバイオガス実証事業への協力



基本方針②【環境にやさしいごみ処理システムの構築】

(1) 分別収集区分の見直し

- 第2期広域ごみ処理施設の稼動にあわせ平成21年度から次の分別区分とします。

種	区分	ごみの例
①資源物	(1) 新聞紙	新聞・折り込みチラシ
	(2) 段ボール	
	(3) 紙パック	牛乳パック・ジュースなどのパック
	(4) 雑誌・その他の紙	雑誌・書籍・カレンダー・菓子箱・使用済みコピー用紙
	(5) ペットボトル	飲料水用・お酒用・しょうゆ用
	(6) 飲料用缶	スチール缶・アルミ缶
	(7) びん	ジュース・お酒・調味料・化粧びん
	(8) 有害ごみ	乾電池・水銀体温計・刃物
	(9) 白色トレイ・発砲スチロール	食品トレイ・梱包用発砲スチロール
②不燃ごみ	(10) 不燃ごみ	陶磁器・ガラス類・なべ・スプレー缶・小型家電製品・傘・電球
③粗大ごみ	(11) 粗大ごみ	家具・大型家電製品・布団
④可燃ごみ	(12) 可燃ごみ	生ごみ・紙おむつ・ビデオテープ・その他のプラスチック類
市では処理しないごみ	処理不適物	バイク・自動車・バッテリー・タイヤ・ガスボンベ・消火器・コンクリートブロック・農業用ビニール
	特定家電製品	テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機

収集は年末年始を除き月曜から金曜までの完全収集とし、収集日が祝日の場合でも収集を行います。

- 黒磯地区管内の黒色ごみ袋での排出は、分別の徹底を図るなどの理由から透明袋を導入します。

(2) 高齢化社会などに配慮した収集体制の検討

自治会の協力やボランティア活動の受け入れなどを研究し、高齢者や障害者に配慮した収集形態、体制を検討します。

(3) 環境にやさしい収集運搬車輛への転換の推進

委託するごみ収集運搬車の燃料を天然ガスやアルコール燃料、BDFなど環境負荷の少ない燃料に切り替えるよう協力を求めます。

適正処理計画

ごみの中間処理における適正処理の主体は、県の広域のごみ処理計画に基づく広域第2期ごみ処理施設整備により、平成21年度から那須地区広域行政事務組合に移行されます。

広域第2期ごみ処理施設では、焼却エネルギーによる発電および焼却灰の資源化を図ります。

その他の計画

- ごみ減量推進委員の体制整備
- 不法投棄ごみ対策
- 災害廃棄物対策
- 感染性医療廃棄物対策

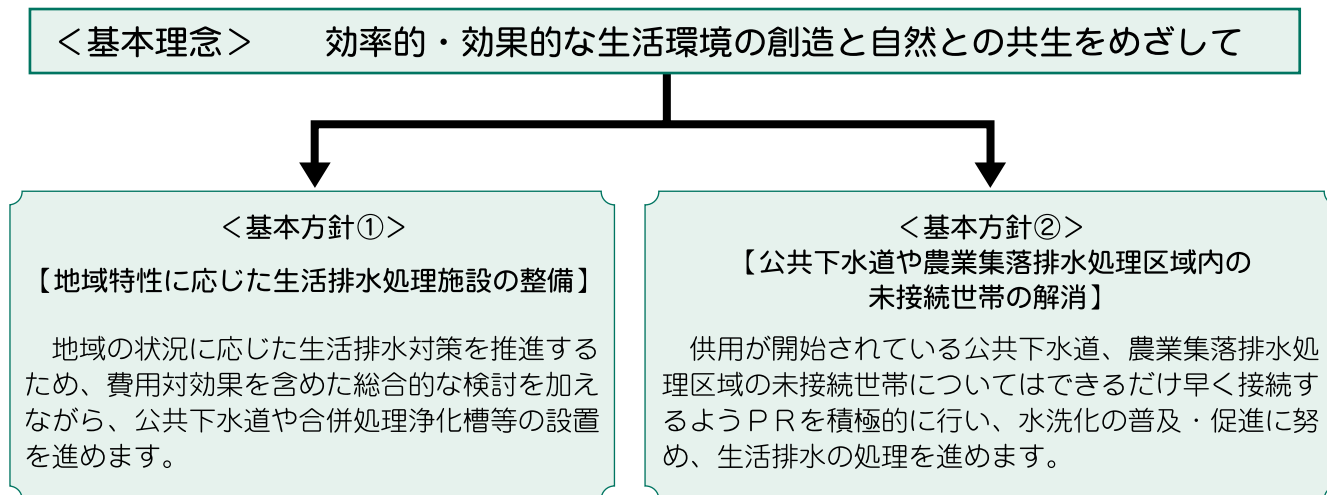


■基本理念

本市は、那珂川や箒川の清らかな流れに代表される美しく豊かな自然に恵まれており、那須塩原市総合計画においても「自然と共生するまちづくり」を基本方針の1つに掲げています。

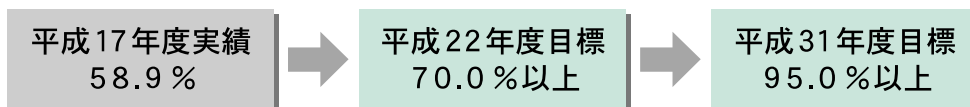
生活排水の処理は、公衆衛生の向上の立場から始まりましたが、その後は公共用水域の水質保全および生活環境の改善を目的として、生活排水を適正に処理するための施設整備が行われてきました。

本市では、公共下水道や農業集落排水の処理率の向上を図り、身近な水環境を保全します。



■計画目標値の設定

し尿および生活排水の処理率は、平成17年度で58.9%となっています。これを平成22年度には70%以上、平成31年度には95%以上の達成を目標とし、最終的には生活排水処理率100%を目指します。



■し尿などの処理計画

(1) 収集運搬計画

し尿および浄化槽汚泥の収集運搬は現行どおり許可業者により行います。今後はし尿などの収集量の減少が見込まれることから、収集車両の台数も収集量の減少に応じて適切に配置します。

(2) し尿および浄化槽汚泥の処理計画

し尿および浄化槽汚泥の中間処理および最終処分は、今後も那須地区広域行政事務組合により行うこととし、本市は那須地区広域行政事務組合の処理計画に協力するものとします。

問い合わせ

本庁(黒磯)環境課 廃棄物処理計画担当
☎0287(62)7106



あなたの住民税が変わります



税源移譲

- 今年から、税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。
- ほとんどの給与所得者は今年1月から、
 - 〃 年金所得者の場合は今年2月から、
 - 〃 事業所得者の場合は来年の確定申告時から、それぞれ所得税が減りそのぶん、今年6月から住民税が増えることとなりますが、税源の移し替えなので「**所得税+住民税(所得割)**」の合計額は基本的には変わりません。
- また、住民税均等割は4,000円で今までと変わりません。
- ただし、**今年から定率減税が廃止される**ため、そのぶん税額は上がってしまいます。

何が変わるの？

「地方でできることは地方で」。三位一体改革の一環として、地方分権を進め、身近な地方公共団体（県や市町村）が効率よく行政サービスを行うため、国（所得税）から地方（住民税）へ3兆円の税源が移譲されます。（国から県・市への税源の移し替えが行われます）

どう変わるの？

所得税の税率……4段階の税率から6段階に細分化されます。

住民税の税率……3段階の税率から、一律10%になります（市民税6%、県民税4%）。

ほとんどの人は、所得税が減りそのぶん住民税が増えることとなりますが、税源の移し替えなので「**所得税+住民税**」の合計額は基本的には変わりません。

ただし、**今年から定率減税が廃止される**ため、そのぶん税額は上がってしまいます。

いつから税額が変わるの？

税額が変わる時期は、所得の種類によって、次のように変わります。

給与所得者と年金所得者の税率変動のイメージ図

- 給与所得者の例：夫婦と子ども2人で、年収500万円
- 年金所得者の例：夫婦2人で、公的年金収入300万円

※1 課税所得金額が200万円以下の税率

※2 課税所得金額が195万円以下の税率

	平成18年		平成19年			
	10月	12月	1月(2月)	5月	6月	12月
住民税	↓ 定率減税として ■ の部分が減税されています (～平成19年5月)		■ (税率5%) ※1		■ (税率5%) ※1	
					(税率10%)	
所得税	(税率10%)		(税率5%) ※2		(税率5%) ※2	

↑ 定率減税として ■ の部分が減税されていました (～平成18年12月)

(1) 給与所得者の場合

所得税：ほとんどの人は、
今年1月分から減っています。

住民税：ほとんどの人は、
今年6月分から増えます。

(2) 年金所得者の場合

所得税：ほとんどの人は、今年2月の
年金支給分から減っています。

住民税：ほとんどの人は、
今年6月分から増えます。

(3) 事業所得者（営業、農業、不動産所得）の場合

所得税：ほとんどの人は来年の確定申告時（予定納税を納める人は、今年7月と11月および来年の確定申告時）に納める、平成19年分の所得税額から減ります。

住民税：ほとんどの人は、今年6月分から増えます。

※事業所得者の場合は、所得の性格上、所得金額が変動することが多く、典型的な例として提示することが難しいため、税率変動のイメージは掲載していません。

税額は、どういふふうになるの？

来年から税額はこのようになりまふ。なお、税額の計算例は、5月20日号の広報で説明しまふ。

モデルケース 税源移譲による税額の変化(年額)

※(1)、(2)とも一定の社会保険料控除が控除されるものとして計算してまふ。



(1) 給与所得者で、夫婦+子ども2人の場合(単位:円)
(妻は収入0円、子ども2人のうち1人が16歳以上23歳未満の場合)

給与収入	●税源移譲前 ※()は定率減税後の税額			→	●税源移譲後 ※()は定率減税が廃止になったことで増える税額		
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計
300万円	0 (0)	13,000 (12,300)	13,000 (12,300)		0	13,000	13,000 (+700)
500万円	119,000 (107,100)	80,000 (74,300)	199,000 (181,400)		59,500	139,500	199,000 (+17,600)
700万円	263,000 (236,700)	200,000 (185,300)	463,000 (422,000)		165,500	297,500	463,000 (+41,000)

税源移譲による税額の合計額は変わりませんが、今年から定率減税が廃止されるため、()の額だけ税額が増えることになりまふ。



(2) 年金所得者で、夫婦2人の場合(単位:円)
(夫は65歳以上、妻は70歳未満で収入0円の場合)

年金収入	●税源移譲前 ※()は定率減税後の税額			→	●税源移譲後 ※()は定率減税が廃止になったことで増える税額		
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計
250万円	29,000 (26,100)	23,500 (22,000)	52,500 (48,100)		14,500	38,000	52,500 (+4,400)
300万円	74,000 (66,600)	46,000 (42,800)	120,000 (109,400)		37,000	83,000	120,000 (+10,600)

税源移譲による税額の合計額は変わりませんが、今年から定率減税が廃止されるため、()の額だけ税額が増えることになりまふ。

◎今年から住民税の計算方法が少しだけ変わります。

住民税と所得税では、人的控除額(配偶者控除や扶養控除など)に差があります。(詳しくは、下表参照)したがって、同じ収入金額でも、住民税の課税所得金額は、所得税よりも多くなります。

そのため、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税額の合計額が増えてしまふ。そこで、税額の合計額が同じになるように、住民税額から次の額が減額されまふ。

- 住民税の課税所得金額が200万円以下の人
次の(1)と(2)のうち、小さいほうの額の5%を減額。
(1) 人的控除額の差の合計額
(2) 住民税の課税所得金額
- 住民税の課税所得金額が200万円超の人
{人的控除額の差の合計額 - (住民税の課税所得金額 - 200万円)}の5%
ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円を減額しまふ。

(例) 住民税と所得税の人的控除額

控除	所得税	住民税	差額
基礎控除	38万円	33万円	5万円
配偶者控除	38万円	33万円	5万円
扶養控除	38万円	33万円	5万円
特定扶養控除	63万円	45万円	18万円

みんなで支える介護保険 (シリーズ第5回)

皆さんに介護保険制度についてより一層知っていただくため、「みんなで支える介護保険シリーズ」として、介護保険制度の概要から実施状況、利用の仕方までの全般を紹介しています。

最終回となる第5回では、介護保険料の年金天引き額の変更(平準化)について紹介します。

1. 介護保険料の年金天引き(特別徴収)の仕組み

介護保険料の納め方は3月5日号の第2回で紹介したとおり、納付書で納める方法(普通徴収)と、年金からの天引き(特別徴収)の2通りです。

ここでは、年金からの天引き(特別徴収)の仕組みを説明します。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 特別徴収の介護保険料は、年金受給月(偶数月)に年金からあらかじめ天引きされます。 ② 特別徴収は4月・6月・8月の「仮徴収」と10月・12月・2月の「本徴収」に区別されます。 ③ 仮徴収では、前年中の所得金額などが確定していないため、前年度2月の天引き額と同額を天引きします。 ④ 本徴収では、年額の介護保険料から仮徴収額を差し引いた残りの額を天引きします。 ⑤ 仮徴収期間の天引き額と、本徴収期間の天引き額を合計すると、年額の介護保険料となります。 ⑥ 本徴収での天引き額については、毎年9月に市から「介護保険料特別徴収開始通知書」を送付していますので、そちらを確認してください。 | <ul style="list-style-type: none"> ※ 年金が年額18万円以上の方は、年金からの天引きとなります。 ※ 介護保険料は、本人および世帯員の前年中の所得金額などをもとに決定されます。 ※ 普通徴収から特別徴収への切り替え時期により、年間の天引き回数が変わる場合があります。
(翌年度以降の天引き回数は6回になります) ※ 特別徴収が4月、6月、8月のいずれかから開始となる場合、その年度の仮徴収額は、前年度の介護保険料額を年間の天引き回数で割った額となります。 |
|--|---|

那須塩原市の平成19年度の介護保険料基準額は、月額3,700円/年額44,400円(第4段階)です。そのほか、各段階の年額や普通徴収の内容など、介護保険料に関することは、3月5日号の介護保険シリーズ第2回を参照してください。

2. 仮徴収と本徴収の天引き額

1の方法により年金天引きが行われる中で、市の介護保険料基準額の変更や、本人や家族の所得・収入が増減した場合など、前年度の介護保険料額から変更があると、次のように仮徴収と本徴収の天引き額が大きく異なる場合があります。

		平成18年度が第4段階で、平成19年度に第5段階になると		
		平成19年度		備考
例	仮徴収	4月	7,400円	
		6月	7,400円	
		8月	7,400円	
	本徴収	10月	11,100円	本徴収額 33,300円
		12月	11,100円	
		20年2月	11,100円	
計(年額)		55,500円	—	第5段階の場合、年額は55,500円。仮徴収では前年度2月と同額を天引きするため、仮徴収額は22,200円。本徴収額は年額から仮徴収額を差し引いた額(33,300円)となります。
		平成18年度が第4段階で、平成19年度に第3段階になると		
		平成19年度		備考
例	仮徴収	4月	7,400円	
		6月	7,400円	
		8月	7,400円	
	本徴収	10月	3,000円	本徴収額 8,800円
		12月	2,900円	
		20年2月	2,900円	
計(年額)		31,000円	—	第3段階の場合、年額は31,000円。仮徴収では前年度2月と同額を天引きするため、仮徴収額は22,200円。本徴収額は年額から仮徴収額を差し引いた額(8,800円)となります。

3. 年金天引き額の変更(平準化)

2の図のような場合、4・6・8月の仮徴収と、10・12・翌年2月の本徴収では天引き額が異なるため、仮徴収期間と本徴収期間で負担が大きくなってしまいます。

そこで、次のように仮徴収の6・8月の天引き額を変更することにより、納期ごとの天引き額を調整します。これが年金天引き額の変更(平準化)です。

例 平成18年度の仮徴収額が低く、本徴収額が高い場合の調整
(保険料段階が平成20年度まで、基準の第4段階であった場合)

平成18年度(前年度)			平成19年度			平成20年度		
仮徴収	4月	2,200円	4月	12,600円	}	4月	7,400円	
	6月	2,200円	6月	4,800円		6月	7,400円	
	8月	2,200円	8月	4,800円		8月	7,400円	
本徴収	10月	12,600円	10月	7,400円	10月	7,400円		
	12月	12,600円	12月	7,400円	12月	7,400円		
	2月	12,600円	2月	7,400円	2月	7,400円		
計(年額)		44,400円	計(年額)		44,400円	計(年額)		44,400円

※平成19年度の6・8月分の天引き額を12,600円から4,800円に変更することで、10月以降の天引き額が一定となるように調整します。

例 平成18年度の仮徴収額が高く、本徴収額が低い場合の調整
(保険料段階が平成20年度まで、基準の第4段階であった場合)

平成18年度(前年度)			平成19年度			平成20年度		
仮徴収	4月	12,600円	4月	2,200円	}	4月	7,400円	
	6月	12,600円	6月	10,000円		6月	7,400円	
	8月	12,600円	8月	10,000円		8月	7,400円	
本徴収	10月	2,200円	10月	7,400円	10月	7,400円		
	12月	2,200円	12月	7,400円	12月	7,400円		
	2月	2,200円	2月	7,400円	2月	7,400円		
計(年額)		44,400円	計(年額)		44,400円	計(年額)		44,400円

※平成19年度の6・8月分の天引き額を2,200円から10,000円に変更することで、10月以降の天引き額が一定となるように調整します。

上の図のように、平成18年度において、仮徴収と本徴収の天引き額に一定額以上のかたよりのある人を対象として、その差額が小さくなるよう平成19年度に、年金天引き額の変更(平準化)を行います。これにより、10月以降の天引き額がほぼ一定となります。

天引き額の変更を行う人には、5月に「平成19年度介護保険料特別徴収額(仮徴収)変更通知書」を送付しますので、内容を確認してください。(仮徴収額の変更についての通知です。変更がない人には送付しません。なお、本徴収額については9月に通知します。)

那須塩原市をはじめ社会全体の高齢化が進み、現在6人に1人が65歳以上となっており、これからも増え続ける見込みです。

本人や家族などがいつまでも元気に生活できるように努力することは大切ですが、たとえ介護が必要となっても、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、今後とも介護保険制度への理解と協力をよろしくお願いします。

問い合わせ

- 本庁(黒磯)高齢福祉課介護管理係 ☎0287(62)7191
- 西那須野支所福祉課高齢福祉係 ☎0287(37)6231
- 塩原支所市民福祉課福祉係 ☎0287(32)2912



減免を受けることができる人の範囲

障害者は軽自動車税が
減免されます

障害の区分	障害の級別	
視覚障害	1級から4級までの各級	
聴覚障害	2級または3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能・言語機能またはそしゃく機能障害	3級（※注意1）	
上肢不自由	1級または2級	
下肢不自由	1級から6級までの各級（※注意2）	
体幹不自由	1級、2級、3級または5級（※注意2）	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級または2級
	移動機能障害	1級から6級までの各級（※注意2）
心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、小腸機能障害、ぼうこうまたは直腸機能障害	1級または3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級、2級または3級	

※注意1：障害者本人が運転する場合で、かつ、こう頭摘出による機能障害がある場合に限りです。
注意2：生計を一にする者または常時介護する者が運転する場合は、1級、2級または3級に限ります。

- 身体や精神に障害がある人のために使用される軽自動車は、軽自動車税が減免されます。
- 該当する人は申請手続きをお願いします。なお、すでに減免されている人で変更がない場合は手続きの必要はありません。
- ① 身体障害者手帳の交付を受け
- ② 戦傷病者手帳の交付を受けている人（要件については問合わせください）
- ③ 療育手帳の交付を受けている人のうち障害の程度が「A」、「A1」、「A2」の人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る）の交付を受けている人のうち障害の程度が一級の人

ている人のうち「左表」に該当する人

- 減免される軽自動車
- ① 障害者本人が運転し所有する車
- ② 障害者と生計を一にする人または障害者を常時介護する人が運転する場合で、次のいずれかの人が所有する車
- ・ 障害者本人
 - ・ 障害者と生計を一にする人
 - ・ 障害者を常時介護する人
- ※減免を受けることができる自動車は、障害者一人につき一台です。
- ※普通自動車の減免は、大田原県税事務所【☎0287(23)4171】に問い合わせてください。
- 手続きに必要なもの
- ・ 軽自動車税納税通知書または軽自動車税口座振替通知書
 - ・ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（自立支援医療受給者証もあわせて）のいずれか
 - ・ 運転する人の運転免許証
 - ・ 納税義務者の印かん

申請期限 5月24日(木)

届け出先・問い合わせ

● 課税課 ☎(62)7179

● 西税務課 ☎(37)5101

● 国総務課 ☎(32)2911

● 簿根出張所 ☎(35)2511

児童手当の手続きは
済んでいますか

小学校修了前の児童を養育している人には、児童手当が支給されます。

現在、児童手当を受給していない人で次の内容に該当すると思われる人は、申請の手続きをしてください。

なお、所得制限がありますので注意してください。

① 他市町村で出生届を提出したなどの理由により、まだ手続きをしていない人

② 今まで所得制限限度額を超えていたために支給対象に該当していなかった人で、平成18年中の所得や扶養人数の変更などにより、所得制限限度額内に該当になった人

③ 国民年金から厚生年金などに変更になったため、所得制限限度額内に該当になった人

持参するもの

印かん、養育者の保険証、養育者名義の通帳

※現在児童手当を受給している人には、6月中旬に現況届（更新手続きの案内）を送付します。なお、公務員は勤務先で手続きをしてください。

第12回 那須野ふるさと花火大会の街頭協賛活動を行います

今年は、2年に一度の「花火大会」が8月4日(土)、那珂川河畔公園において開催されます。各家庭で楽しむ花火のお金の一部を募り、地域の皆さんとともに創りあげる花火大会を行うために、街頭協賛活動を行います。皆さんの支援をお願いします。

とき 5月13日(日) 午後1時から

ところ ヨークベニマル那須塩原店(予定) / ダイユーエイト / ヨークベニマル黒磯店 / オータニ黒磯店 / カワチ黒磯店 / ラパーク黒磯店 / ダイユー鍋掛店 / マックスバリュ那須店



問い合わせ 那須野ふるさと花火大会2007実行委員会(黒磯商工会内) ☎(62)0373

問い合わせ

● 社会福祉課 ☎(62)7138

● 福祉課 ☎(37)6231

● 市民福祉課 ☎(32)2988

平成19年4月8日執行 栃木県議会議員選挙投票結果

4月8日(日)に実施された、栃木県議会議員選挙の投票結果をお知らせします。

当日有権者数		
男	女	計
44,462人	45,312人	89,774人
棄権者数		
男	女	計
22,816人	22,732人	45,548人
投票者数		
男	女	計
21,646人	22,580人	44,226人
48.68%	49.83%	49.26%

今年の7月に、参議院議員通常選挙が予定されています。那須塩原市の未来を託す大切な1票をむだにしないように投票に行きましょう。市では投票日であることを皆さんに知らせるために、投票日当日にサイレンを鳴らしています。皆さんのご理解をお願いします。

各投票区の投票率

投票区	投票所	投票率 (%)		
		男	女	計
1	黒磯保健センター	59.97	60.00	59.98
2	いきいきふれあいセンター	60.72	65.40	63.12
3	旧マロニエ幼稚園	44.73	49.89	47.36
4	いなむらコミュニティセンター	48.09	49.74	48.95
5	東原小学校	47.96	47.58	47.77
6	黒磯中学校	53.60	55.65	54.64
7	ゆたか保育園	52.63	54.50	53.57
8	児童生徒サポートセンター	45.14	47.04	46.12
9	豊浦小学校	44.78	48.41	46.53
10	日新中学校	42.94	44.79	43.88
11	とようら公民館	46.80	48.30	47.56
12	埼玉小学校	43.96	45.08	44.52
13	厚崎公民館	44.08	43.32	43.70
14	東原地域活動センター	47.85	51.30	49.55
15	寺子小学校	59.34	55.74	57.56
16	越堀自治公民館	63.68	65.22	64.48
17	鍋掛公民館	42.65	45.57	44.13
18	野間分館	46.80	47.92	47.37
19	長久保分館	51.79	51.65	51.72
20	佐野分館	56.09	58.33	57.23
21	下中野集落センター	63.91	59.67	61.71
22	東那須野公民館	50.79	52.78	51.79
23	沓掛集落センター	48.01	50.91	49.45
24	大原間小学校	52.46	54.50	53.49
25	波立小学校	56.11	53.76	54.91
26	高林小学校	68.53	67.58	68.06
27	田舎ランド鳴内	64.74	68.25	66.49
28	穴沢小学校	67.42	65.47	66.41
29	公民館 板室分館	80.95	83.67	82.42
30	松本フク宅倉庫	84.09	80.00	81.91

投票区	投票所	投票率 (%)		
		男	女	計
31	戸田小学校	59.77	57.61	58.70
32	青木一区多目的研修センター	51.32	49.40	50.36
33	西那須野支所	48.32	53.06	50.68
34	大山公民館	42.04	43.95	43.00
35	二つ室公民館	47.36	44.82	46.10
36	一区町公民館	37.86	37.45	37.66
37	二区町公民館	37.94	40.49	39.20
38	西公民館	45.74	47.69	46.69
39	南赤田公民館	53.03	54.52	53.81
40	那須野が原博物館	43.34	44.17	43.76
41	三島児童クラブ(三島小学校)	39.37	40.06	39.72
42	東小学校	49.31	51.40	50.36
43	第一南公民館	50.63	53.11	51.88
44	上井口公民館	41.70	43.29	42.28
45	狩野公民館	43.68	44.09	43.88
46	石林公民館	44.52	44.67	44.59
47	福渡公民館	47.24	60.58	54.17
48	塩原保健福祉センター	50.47	53.38	52.08
49	塩原支所	55.43	52.30	53.79
50	上塩原農村活性化センター	71.03	66.05	68.40
51	新湯公民館	69.23	77.50	73.42
52	箒根公民館	51.25	49.62	50.43
53	金沢小学校	55.46	45.97	50.62
54	上大貫集落センター	59.00	53.55	56.23
55	遅野沢公民館	71.72	59.38	65.64
56	横林小学校	53.92	50.99	52.41

問い合わせ 選挙管理委員会 ☎(62)7183